

## 令和6年度第1回愛媛地方最低賃金審議会 議事録

### 日時

令和6年7月8日(月) 13:33~14:33

### 場所

松山労働総合庁舎大会議室

(松山市六軒家町3番地27 松山労働総合庁舎3階)

### 出席者

#### 公益代表委員

森本会長、井上会長代理、園田委員、武井委員、宮谷委員

#### 労働者代表委員

白石委員、曾我委員、竹箇平委員、竹本委員

#### 使用者代表委員

阿部委員、小野委員、小池委員、武内委員、八塚委員

#### 事務局

常盤愛媛労働局長、佐藤労働基準部長、三好賃金室長、渡邊賃金指導官、河端賃金係長

### 議題

- 1 開 会
- 2 運営申合せ事項の確認について
- 3 愛媛県最低賃金の改正決定について
  - (1) 愛媛県最低賃金の改正決定について(諮問)
  - (2) 愛媛県最低賃金専門部会の設置について
  - (3) 愛媛県最低賃金専門部会委員候補者の推薦について
- 4 愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
  - (1) 愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)
  - (2) 愛媛県特定最低賃金小委員会の設置について
  - (3) 愛媛県特定最低賃金小委員会委員の選任について
- 5 審議会開催スケジュールについて
- 6 その他
- 7 閉 会

## 議事

賃金室長

ただ今から、第1回愛媛地方最低賃金審議会を開催いたします。

各委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、本年度最初の審議会でございます。委員の皆様は第55期の委員として昨年より御就任いただいております。任期は、令和7年3月31日までとなっております。昨年度より継続いただいているということで、誠に恐れ入りますが、お手元の資料 . 1 に委員名簿を御覧いただくということで、御紹介に代えさせていただきます。

本日は、労働者代表の野村委員が欠席されておりますが、14名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、御報告申し上げます。

なお、本日の会議は公開としておりますが、傍聴される方は、注意事項を守っていただきますようお願いいたします。

それでは、本年度最初の審議会開催にあたりまして、愛媛労働局長から御挨拶申し上げます。

愛媛労働局長

本年7月に愛媛労働局長として着任いたしました常盤でございます。よろしくお願いいたします。

本年度第1回の愛媛地方最低賃金審議会の開催にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては御多忙の中、本審議会に御出席いただき、厚く御礼申し上げます。

また、日ごろから労働行政の円滑な推進に、御理解、御協力を賜っておりますことに、重ねて感謝申し上げます。

昨年の最低賃金改定額は、全国加重平均で1,004円と、政府が目標としていた「1,000円」を達成し、引上げ額も過去最高の43円となりました。

愛媛県の最低賃金は、3ランク制に変更されて、Bランクの位置付けによる初めての改正審議となりました。社会的にも関心が高まる中、委員の皆様には、中央最低賃金審議会から示された「目安」をもとに審議を重ねていただき、Bランクで2番目の差額となる「目安」プラス4円で答申をいただきました。このことは、地域間格差の是正を図る意義からも重要であったと思います。

昨年の閣議決定における「2030年代半ばまでに、加重平均1,500円となることを目指す」との目標に関しましては、先日の政労使の意見交換の場で、岸田総理から「より早く達成」できるよう努力していく旨の発言がございました。

政府としては、より早期に目標が達成できるよう、労働生産性の向上に向けて、中小

企業・小規模企業の自動化・省力化投資、事業継承、M & Aの環境整備などに官民連携して取り組むこととしております。

公労使の委員の皆様におかれましては、政府目標に「配意」していただき、賃上げの状況・労働者の生計費・事業者の賃金支払能力の3要素に基づく御審議を行っていただき、地域間格差の是正も図っていただくこととなります。

本年度も審議日程には大変厳しい制約があります。注目を集める中での審議となり、大変な御苦勞をおかけすることとなりますが、あらためまして、よろしく願い申し上げます。

簡単ではございますが、開催に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

賃金室長

それでは、審議に入ります。これからの進行は、森本会長にお願いいたします。

森本会長

それでは本年度最初の本審ということで、最初に一言簡単に御挨拶を申し上げます。

長引く物価上昇の状況、今期の春闘における賃上げの状況、都会部と地方との格差に関する問題、後、事業者がおかれた様々な状況等につきましては、日々の報道等で接するところですが、本年度の審議は中央の最低賃金審議会の目安ランクが変更され、過去最大の上げ幅となりました昨年度にも増して、より地域社会の関心や、注目度が高まっている状況にあると思います。

これから暑い日々が続きますが、労使の審議会委員の皆様におかれましては、本年も大変難しい審議が予想されるわけではありませんが、昨年度同様、引き続き公労使で真摯に、かつ、粘り強い審議をお願いできればと、公益委員として考えておりますので、本年度もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事次第により議事を進めます。

議事項番2「運営申合せ事項の確認について」に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

資料15ページの資料3を御覧ください。

こちらは、今年度の愛媛地方最低賃金審議会の運営申合せ事項の(案)です。今年度は変更がございません。

記の1は専門部会の運営について定めているものです。地域別最低賃金だけでなく、特定最低賃金の専門部会も含むもので、金額審議に関するものです。記の2は特定最低賃金の必要性の審議についての定めです。

記の(1)は審議回数と審議時間に関する定めで、審議回数は概ね3回を目途とし、原則として午後5時以降は審議を行わないというもので、昨年と変更はございません。

記の1の(2)が最低賃金審議会令第6条第5項の適用に関する定めです。

最低賃金審議会令第6条第5項には、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されておりまして、本審において、『この定めにより愛媛地方最低賃金審議会専門部会において全会一致の結論が得られた場合には、これを適用する。』という申合せをしておくことで、審議会令第6条第5項を適用することができるというものでございます。これも昨年と変更はございません。

記の2が「愛媛県特定最賃の決定、改正又は廃止の必要性についての審議について」になります。

2つ目の申合せ事項は、資料16ページにあります「実地視察及びヒアリングについて」定めたもので、昨年と変更はございません。

なお、実地視察については、コロナ禍の前は、概ね2年に1回程度実施していたことから、今後は審議会委員の改選に合わせて概ね2年に1回程度実施することとし、今年度の実地視察は見送り、来年度の実地視察に向けて、今年度中は事業場の選定等の準備を進めることといたします。

以上、令和6年度の申合せ事項(案)の内容について、御審議よろしくお願いいたします。

森本会長

ただ今の申合せ事項(案)ですが、まず、資料15ページの資料3の運営申合せ事項のうち、「専門部会及び愛媛県特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の審議について」ですが、事務局から説明がありましたとおり、審議回数と審議時間の原則、最低賃金審議会令第6条第5項の適用について記載されているものです。

また、資料16ページの「実地視察及びヒアリングについて」は、昨年の申合せ事項の内容から変更はありません。

なお、事務局から説明のありましたとおり、令和6年度の実地視察及びヒアリングは行わず、今後は、委員改選に合わせて2年に1回程度実施することとします。今年度では、来年度の実地視察に向けて、事業場の選定等の準備を進めることといたします。

それ以外の事項について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

(意見、質問等なし)

森本会長

それでは、「資料3の記載内容をもって、申合せ事項とする」ことでよろしいでしょ

うか。」

(一同同意)

森本会長

ありがとうございました。それでは、本年度の審議会の運営について、資料 3 を申合せ事項といたします。

議事を進めます。

続きまして、議事項番 3 ( 1 ) 「愛媛県最低賃金の改正決定について ( 諮問 ) 」に入ります。事務局お願いします。

賃金室長

それでは愛媛労働局長から諮問をさせていただきます。

(愛媛労働局長は森本会長へ諮問文を手交した。)

森本会長

それでは、事務局は諮問文の読み上げをお願いいたします。

賃金指導官

(諮問文朗読)

森本会長

ただ今、諮問を受けましたので、愛媛地方最低賃金審議会として今後審議してまいります。

それでは「愛媛県最低賃金の改正決定について」の諮問について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

それでは、ただ今お配りしました「最低賃金の改正決定について」の諮問文とあわせて、資料の 17 ページ、資料 4 の中央最低賃金審議会に対する厚生労働大臣の諮問文を御覧ください。

本年度の諮問文は、例年どおり中賃の目安の諮問文と合わせて、令和 6 年 6 月 21 日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」に配意した調査審議を求めるという内容となっております。

資料 19 ページ以降の資料 5～6 に、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」より抜粋した資料がありますので、最低賃金引上げに関する記述について御紹介いたします。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」では、最低賃金の引上げについて、資料 24 ページの下 2 行目を見ていただくと「昨年の最低賃金の全国加重平均は 1,004 円と、目指していた「全国加重平均 1,000 円」を達成し、引上げ額は全国加重平均 43 円で、過去最高の引上げ額となった。」ことに触れ、資料 25 ページでは、「今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の 3 要素を踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論いただき。」「2030 年代半ばまでに 1,500 円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模企業の自動化・省力化投資や、事業継承、M & A の環境整備等について、官民連携して努力する。」「また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。」などの内容となっており、それに配慮した調査審議が必要となりますので、よろしくお願ひいたします。

また「経済財政運営と改革の基本方針 2024」でも、資料 33 ページの下 6 行目からの起債にありますように、先ほどと同様の趣旨が記載されております。

諮問文に対する説明は以上でございます。

森本会長

ただ今の説明について、御意見、御質問等はございませんか。

(意見、質問等なし)

森本会長

それでは議事を進めます。

続きまして、議事項番 3(2)「愛媛県最低賃金専門部会の設置について」に入ります。

先ほど、愛媛県最低賃金の改正決定の諮問により調査審議を求められましたので、最低賃金法第 25 条第 2 項の規定により、愛媛県最低賃金専門部会を設置することといたしますので、御了解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(一同同意)

森本会長

それでは、愛媛県最低賃金専門部会を設置することといたします。

次に議事項番 3(3)「愛媛県最低賃金専門部会委員候補者の推薦について」に入ります。

す。事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

愛媛県最低賃金専門部会委員候補者の推薦についてとあわせて、7月31日実施予定の意見陳述に関しまして、説明いたします。

最低賃金審議会令第6条第4項において、読み替えて準用する令第3条第1項の規定により、地方最低賃金審議会に置かれる専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命に当たりましては、関係者に対する推薦の公示を行う必要があります。

本日、愛媛地方最低賃金審議会・愛媛県最低賃金専門部会委員の候補者の推薦につきまして、公示を行うこととしております。

推薦の締め切りは、7月22日(月)とさせていただきます。

公示の関係でもう一点説明させていただきます。

最低賃金法第25条第5項、最低賃金法施行規則第11条第1項の規定により、愛媛県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取につきましても、本日公示を行うこととしております。こちらは、7月26日(金)までの公示期間となっております。

この意見聴取は、愛媛県最低賃金の改正決定について意見を述べようとする方は、その意見を記載した「意見書」を7月26日(金)までに、愛媛地方最低賃金審議会あて提出していただくというものでございます。意見陳述は7月31日の第2回本審において行っていただく予定となっております。

これらの専門部会委員の推薦や、最賃の改正決定にかかる意見聴取の公示につきましては、愛媛労働局のHPにも掲載する予定でございます。

事務局からの説明は、以上でございます。

森本会長

ただ今の説明について、まず、専門部会委員候補者の推薦について、御意見、御質問等はございませんか。

(意見、質問等なし)

森本会長

それでは、それぞれの手続きを進めていただきたいと思います。

次に、意見陳述の提出があれば、次回第2回の本審にて行っていただくことについて、御意見、御質問等はございませんか。

(意見、質問等なし)

森本会長

それでは、意見陳述について、7月31日(水)開催予定の第2回本審にて行っていただくことといたします。

議事を進めます。

続きまして、議事項番4(1)「愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)」に入ります。事務局から説明をお願いします。

賃金室長

まず、机置きとさせていただきます「愛媛県で適用する最低賃金一覧」のチラシを御覧ください。

愛媛県の特定最低賃金については、適用される産業分類、適用除外年齢及び業務、発効年月日、最低賃金額が決められております。

今回、4業種の特定最低賃金につきまして、改正を求める申出書の提出があり、事務局で形式審査を行いました。全て要件を満たしておりましたので、正式に受理をしたところでございます。

愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、労側からの改正申出を正式に受理し、申出内容の審査を踏まえ、愛媛労働局長から愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、諮問を行います。

(愛媛労働局長は森本会長へ諮問文を手交した。)

森本会長

それでは、事務局は諮問文の朗読をお願いいたします。

賃金指導官

(諮問文朗読)

森本会長

ただ今、諮問を受けましたので、愛媛地方最低賃金審議会として今後審議してまいりたいと思っております。

それでは審議を進めます。

続きまして、議事項番4(2)「小委員会の設置について」及び議事項番4(3)「小

委員会委員の選任について」に入ります。事務局は説明をお願いします。

賃金室長

議事項番4(2)「小委員会の設置について」から説明します。

愛媛地方最低賃金審議会では、小委員会を設置し、御審議いただくようにしております。

資料3ページの資料 2の運営規程を御覧ください。

「愛媛地方最低賃金審議会運営規程」第3条で、「会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。」としており、これを受け、資料9ページの「愛媛地方最低賃金審議会省委員会運営要綱」第1条において、小委員会は本審議会の議決により設けることとなっております。

議事項番4(3)「小委員会委員の選任について」を説明します。小委員会を構成する委員ですが、小委員会運営要綱第3条第1項において、審議会委員のうちから、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員各々3人をもって構成することとなっております。

小委員会での審議の流れですが、資料39ページの資料 8「特定最低賃金改正の必要性にかかる審議フローチャート(案)」を見ていただけたらと思います。

小委員会の開催は、予備日も含め3回を予定しております。まず、第1回目では、委員長と委員長代理を選出していただき、審議の公開の可否、申出書の説明、業種ごとに必要性有に異論がないか確認、参考人招致の意向確認などを御審議いただきます。

第2回目及び第3回目では、特定最低賃金ごとに、改正の必要性について御審議いただきますが、必要に応じ参考人を招致していただき、十分に御審議いただいたのち、小委員会としての結論を出していただくこととなります。

そして、本審(異審議)にて、小委員会での結論を御報告いただき、追認していただくことにより、改正の必要性有りとなった業種を答申していただきます。答申のあった業種について特定最低賃金の改正についての諮問を行う予定となっております。

以上、小委員会の設置及び、小委員会の選任について御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

森本会長

ただ今の事務局の説明ですが、小委員会の設置と小委員会で特定最低賃金改正の必要性を審議することについて、御質問、御意見はございませんでしょうか。

(質問、意見等なし)

森本会長

特にならなければ、特定最低賃金改正決定の必要性に関する調査審議を行うために、愛媛地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき小委員会を設置したいと思います。また、この小委員会の委員については会長が指名することとされております。小委員会の公益代表委員は、井上委員、宮谷委員と私、森本とさせていただきます。労使の委員ですが、まず、労働者代表委員はどうされますか。

白石委員

私、白石と竹箇平委員、竹本委員でお願いします。

森本会長

ありがとうございます。使用者側委員はどうされますか。

八塚委員

小野委員と小池委員、そして私、八塚でお願いします。

森本会長

ありがとうございます。

それでは、小委員会委員について改めて事務局から確認をお願いいたします。

賃金室長

それでは小委員会の委員を確認させていただきます。公益代表委員は井上委員、宮谷委員、森本委員、労働者代表委員は白石委員、竹箇平委員、竹本委員、使用者代表委員は八塚委員、小野委員、小池委員、以上です。

森本会長

それでは、小委員会の委員にはこの9名の委員を指名させていただき、特定最低賃金改正の必要性を審議していただくことといたします。

議事を進めます。

続きまして、議事項番5「審議会開催スケジュールについて」に入ります。

事務局から各委員に対しあらかじめ日程調整の依頼があり、すでに8月末までの審議会の開催日は決定しておりますので、事務局から改めて説明をお願いいたします。

賃金室長

地域別最低賃金に係る審議会開催スケジュールを確認していきたいと思います。

資料 37 ページの資料 7 のスケジュール表の右側、令和 6 年度開催計画(案)を御覧ください。地域別最低賃金に係る審議会スケジュールですけれども、令和 6 年度計画(案)の左側「地賃等」の欄、地域別最低賃金の審議を中心に見ていくと、本日 7 月 8 日、13 時 30 分が第 1 回本審となります。

7 月 31 日(水)は 13 時からの第 1 回公益委員会に続きまして、13 時 30 分からの第 2 回本審では、中賃の目安答申の伝達、関係労使からの地域別最賃の改正に係る意見聴取となります。

同日第 2 回本審に引き続き、15 時 30 分より第 1 回地賃専門部会にて金額審議を行います。

8 月 2 日(金)午前 10 時と、8 月 5 日(月)午前 10 時にそれぞれ第 2 回、第 3 回地賃専門部会にて金額審議を行います。

資料 41 ページの資料 9 の答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表を見ていただくと、地域別最低賃金の目標とする発効日は 10 月 1 日となりますが、表の直ぐ上で記載のとおり、8 月 5 日(月)までに、法定発効ではなく、指定日発効とする答申を得る必要があります。

よって、8 月 5 日の 10 時の専門部会にて全会一致の結審を目指し、同日専門部会後の 15 時に開催予定の第 3 回本審にて答申をいただけたらと思います。

ただし、8 月 5 日に結審に至らなかったためのために、8 月 6 日の午前 10 時、8 月 8 日の午後 1 時、8 月 9 日の午前 10 時、8 月 13 日の午前 10 時にそれぞれ専門部会と本審の予備日を設けております。

異議審となる第 4 回本審は、地域別最低賃金の答申日によって開催日が変わってまいります。8 月 5 日答申の場合、異議審は 8 月 21 日(水)午前 10 時からの開催ということをお願いいたします。

もし、答申日が 8 月 6 日か、8 月 8 日になった場合は、8 月 22 日(木)午前 10 時か、8 月 26 日(月)午前 10 時に異議審を開催することになります。答申日が 8 月 9 日か 8 月 13 日の場合は、8 月 27 日(火)午前 10 時か、8 月 29 日(木)午前 10 時に異議審を開催することとなります。

この場合の地賃の発効日は、早くて 10 月 2 日(水)、遅くて 10 月 9 日(水)というような状況となります。

次に、特定最低賃金に係る審議会開催スケジュールを確認していただきたいと思えます。

資料 37 ページの資料 7 のスケジュール表の右側、令和 6 年度開催計画(案)の右側「特定」の欄を見ていくと、7 月 8 日の第 1 回本審では、小委員会の設置と小委員会委員の選出となります。

7 月 22 日の第 1 回小委員会では、委員長、委員長代理の選出、公開について、申出書

の説明、参考人招致の意向確認などを審議いたします。

8月19日の第2回小委員会では、必要に応じ参考人の意見聴取を行い、必要性審議を重ね、結審を目指します。ただし、8月19日に結審に至らなかったためのために、8月22日に第3回の予備日を設けております。このため、黒字の8月22日の日付が重複して前後しております。

そして、8月19日に結審できれば、8月21日の異議審となる本審にて、小委員会報告、必要性答申を経て、特定最低賃金の改正についての諮問を行う予定となります。

もし、小委員会が8月21日の異議審が終了した、8月22日の第3回の予備日までもつれ込み、その日に結審するようであれば、別途本審を開催し、小委員会報告、必要性答申を経て、特定最低賃金の改正についての諮問を行うこととなりますが、8月21日の異議審が流れ、異議審が8月23日以降になれば、その日に小委員会報告、必要性答申、特定最低賃金の改正諮問を行うこととしております。

事務局からの説明は以上となります。

森本会長

ただ今、事務局からの説明によりますと、第4回本審、第5回本審、このスケジュール表の赤字記載部分ですが、第3回の本審で地賃の答申に至らなかった際に予備日として設定をしておきたいというところがございます。御意見や御質問等はございませんでしょうか。

(意見、質問等なし)

森本会長

事務局からの説明によりますと、第4回、第5回本審は、第3回本審で地賃の答申に至らなかったときの予備日として予定をしておきたいということでございます。

10月1日の発効に向けて、第3回本審が開催されます8月5日の答申を目指すことが第一ですが、その時々々の審議の状況によりましては、第3回本審で答申が得られない場合を想定し、その場合には予備日を活用した審議となりますので、委員の皆様には日程確保をお願いいたします。

次に議事項番6「その他」に入ります。あらかじめ用意された議題はすべて終了しておりますが、資料の中で、説明いただけていないものがありますので、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

資料の47ページの資料 10を御覧ください。5月13日に、日本共産党愛媛県議会議員から「物価高騰等の影響が長期に及ぶなかで、地方からの若年者の流出を食い止める

ことや人材確保の視点からも、物価を上回る賃金引上げや男女賃金格差是正等の取り組み強化を求める要請」が局長あてに提出され、最低賃金に関するものとしては2項目の要請がなされました。

資料の49ページの資料 11を御覧ください。5月23日に、全労連四国地区協議会から、「要請書」が会長及び局長あてに提出され、最低賃金を全国一律制度とすることなど、最低賃金に関するものとして5項目の要請がなされました。

資料の51ページの資料 12を御覧ください。6月10日、愛媛県弁護士会会長から、「愛媛県の最低賃金額の大幅な引上げ及び全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」が愛媛地方最低賃金審議会会長あてに送付されております。

次に資料の57ページの資料 13を御覧ください。6月21日、JAL不当解雇撤回・最賃1500円実現四国キャラバン実行委員会から、「JAL不当解雇撤回と最賃1500円の実現を求める申し入れ」が局長あてに提出され、最低賃金に関するものとしては6項目の要請がなされました。

次に資料61ページの資料 14を御覧ください。

現行の「愛媛県最低賃金」については、61ページに記載されている6つの項目について定められておりますが、本日の最低賃金改定の諮問は、第4項の最低賃金額の改正の審議をお願いするということとなります。

資料の62ページは愛媛県最低賃金の年次別推移の一覧表で、引上げ額と引上げ率を合わせて表示しています。

資料の63ページは愛媛県最低賃金の時間額と引上げ率の2軸グラフです。平成元年から令和5年までの最低賃金時間額の推移をお示しさせていただいており、最賃額と引上げ率の推移が一目で分かるようにしております。

令和5年度は令和4年度に引き続き引上げ額が最大の44円となったことにより、グラフの傾斜は大きなまま、引上げ率が5%を超える過去最大の状態となっております。

資料の64ページは全国の地域別最低賃金の比較グラフでございます。ランク別に色を統一させていただいており、愛媛は緑色で表示させていただいております。

令和5年度の最低賃金は、ランク制度が4ランク制から3ランク制に移行し、愛媛はDランクからBランクに位置づけられた初めての改正でありました。

Bランクの愛媛は、+4円と、島根の+7円に次ぐものでしたが、Cランク県の引き上げ額が+5円以上行った県が11県ありましたので、Bランクの愛媛や徳島、福島はCランク県の集団の中に埋もれてしまっている状況となっております。

なお、最高額の東京都1113円と愛媛県897円の差は216円ですが、昨年の219円より3円の地域間格差を縮めております。

資料65ページの資料 15は令和5年度における全国の地域別最低賃金の審議・決定状況を取りまとめたものになります。

改定後の金額や目安金額・目安比較、採決状況、効力発生日を一覧にしたもので、採

決では使用者側反対の が多く、Cランクの殆どが使用者側反対となっております。

次に資料の 67 ページの資料 16 は本年度の業務改善助成金の案内リーフレットになります。申請期限は令和 6 年 12 月 27 日までとなっております。

最後に経済関係資料について紹介させていただきます。

資料 71 ページの資料 17 は「愛媛県内経済情勢報告」となっております。

1 枚めくっていただきますと、72 ページに総括判断が記載されております。

令和 6 年 4 月判断は『持ち直している』とされており、令和 6 年 1 月からの前回比較では横ばいの矢印で示されております。

総括判断の要点として、個人消費は全体としては持ち直しているが、生産活動は、全体としては一進一退の状況にあり、雇用情勢は持ち直しのテンポが緩やかになっております。

資料 83 ページの資料 18 は「企業短期経済観測調査結果の概要(2024 年 6 月)」となります。1 枚めくっていただいた 84 ページに『業況判断』が記載されております。

これは「良い」から「悪い」を減じた数値が「%ポイント」で示されており、マイナスは黒三角 で表示されております。

愛媛県の業種別状況をまとめた表を御覧ください。

前回調査対象の 2024 年 3 月の最近と比べまして、全産業で 2 ポイント改善、製造業で 2 ポイント改善、非製造業で 1 ポイント改善となっております。

6 月の先行きは製造業では 1 ポイント悪化、非製造業も 5 ポイント悪化とされ、全産業でも 3 ポイント悪化とされております。

次に資料 91 ページ、資料 19 は「法人企業景気予測調査結果」となります。

1 枚めくっていただいたところに説明されてはいますが、景況判断は、B S I (ビジネスサーベイインデックス)という方法を用いておまして、「上昇と回答した企業の構成比」から「下降と回答した企業の構成比」を減じた数値が「%ポイント」で示されております。

93 ページの「1 企業の景況」を見ますと、現状 4 ~ 6 月期は、全産業では 3.8%ポイントの「下降」超となっておりますが、前期(1 ~ 3 月期: 2.8%)に比べ「下降」超幅が拡大しております。

業種別に見ますと、製造業で、「上昇」超に転じるものの、非製造業では「下降」に転じております。

また、全産業の 7 ~ 9 月期の見通しでは「上昇」「下降」が同数となっており、10 ~ 12 月期では、「上昇」超に転じる見通しとなっております。

次に資料 99 ページの資料 20 は「愛媛県金融経済概況」となります。

概要では「愛媛県の景気は、一部に弱めの動きがみられるものの、基調としては持ち直している。」とされております。

産業別の動向を、愛媛の特定最賃の 5 業種について見ますと、

「大型小売店販売」は、「持ち直している。」とされております。

「紙・パルプ」では、「減少している。」とされております。

「はん用・生産用機械」では、「一頃に比べると生産水準が切り下がっている。」とされております。

「電気機械」では、「低調に推移している。」とされております。

「輸送機械（造船）」では、「高操業となっている。」とされております。

雇用・所得面の動向では、「緩やかに持ち直している。」とされております。

資料 109 ページの資料 21 は「管内の雇用失業情勢（令和 6 年 5 月分）について」となります。

令和 6 年 6 月 28 日に発表したハローワークにおける求人倍率等の指標になります。

愛媛県の雇用情勢につきましては、最新の数値である令和 6 年 5 月の有効求人倍率は、1.33 倍と前月比は 0.05 ポイント低下し、全国の 1.24 倍は上回っています。

資料 111 ページの「雇用失業情勢判断」を見ると、求人が求職を上回って推移しているものの、持ち直しの動きに、やや弱さがみられ、今後も物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要があるとされています。

資料説明は以上でございます。

森本会長

沢山の資料がありましたが、次回の審議会までに確認させていただきたいと思います。

先ほど事務局から御説明をいただきました資料 10 から 13 までの「全労連四国地区協議会」、「日本共産党の愛媛県議会議員」、「JAL 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会」、「愛媛弁護士会会長」からの要請や申し入れについては、今後の審議会、専門部会における審議の参考にしていきたいと思っております。

本日の議事としては以上ですが、他に質問事項等はありませんか。

（質問等なし）

森本会長

事務局から、連絡事項がありましたらお願いします。

賃金室長

今回は、第 1 回小委員会が 7 月 22 日に若草合同庁舎 7 階共用大会議室で 13 時 30 分から開催となっております。小委員会委員の皆様には案内状をお送りしますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

森本会長

それでは、以上をもちまして、第1回愛媛地方最低賃金審議会を終了いたします。  
本日はお疲れさまでございました。